

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 荻原 健司

市町村名 (市町村コード)	長野市 (202011)	
地域名 (地域内農業集落名)	01 第1、第2、第3、第4、第5地区 ()	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月16日(金) (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。
- ・市街地が近く、もともと農業を担う者が少ない地域である。
- ・農地の多くが狭小で急傾斜地にあるため、基盤整備の実施や機械化による効率的な営農が困難である。
- ・野生鳥獣による被害が拡大しており、市街化区域も含めた地区全体での被害防止対策が必要である。
- ・不在地主の増加に伴い未管理農地や耕作放棄地が拡大しており、周辺農地の営農に支障をきたしている。
- ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・古くからりんごの産地であり、今後もりんごを主要作物とし、標高を活かした味のいいりんご栽培を守っていく。
- ・りんごを主要作物としつつ、今後は、地球温暖化の影響もあり、10～20年後を見据えた品種や栽培方法を検討していく必要がある。(暑さに強い品種の導入等)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

注: 区域内の農用地等面積について、話し合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には中心経営体を中心に実情に応じて担い手を選出するほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業委員会による利用状況調査の結果を長野市農業公社と共有し、地域の農地状況を把握することで新規就農者及び規模拡大を目指す既存農業者への農地の貸借等が速やかに行えるようにする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の多くが、狭小で山手の急傾斜地に位置するため、集約化や機械化が困難であることから、整備可能な農地について区画整理の実施や農道、用排水路及びかん水施設の整備など総合的な基盤整備事業について検討する。

・農地への接道がない又は農道が狭く、圃場への大型機械の乗り入れができない場所がある。新たな担い手を確保するためにも、農道の拡幅整備を促進する。

・農道が狭く、圃場への大型機械の乗り入れができない場所がある。新たな担い手を確保するためにも、農道の拡幅整備を促進する。なお、地域の機運が高まれば区画再編を伴う基盤整備の実施を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

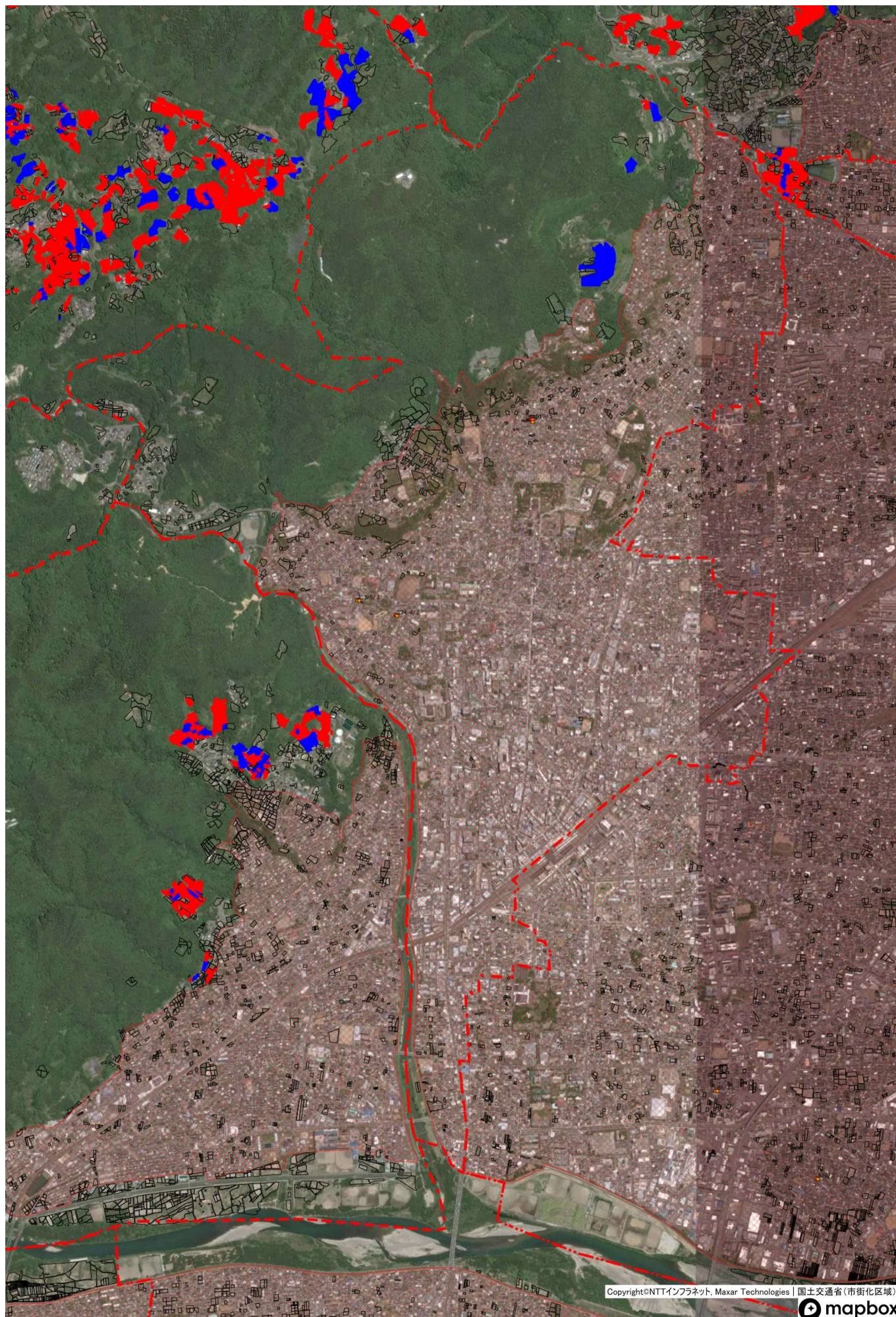
地域農業の担い手の確保を目指し、定年帰農者や親元就農者をはじめとした新規就農者を育成していくため、長野市・長野市農業公社及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

長野市農業公社が実施する農作業委託サービスを活用し、農作業の省力化と労働力の確保を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
○野生鳥獣による被害防止対策に関する取組方針…① 農地周辺の草刈りや隣接する山林内の手入れなど環境整備の実施や鳥獣の侵入を防止するための柵などの設置、農地に放置されたまま鳥獣の餌となる誘因物の撤去など、野生鳥獣を農地に近づけないための総合的な取り組みについて検討する。									
○スマート農業の導入に関する取組方針…③ 地域でスマート農業を実践している農業者と連携を図り、作業の一部自動化による業務効率の向上策を研究していく。									



青：現耕作者が耕作 赤：今後検討等（令和元～２年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）

※ 話し合い当初の区域から、計画区域を変更しております。（作成時点：令和６年８月）